一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成30年３月30日
一関地区広域行政組合規則第３号
改正　令和３年３月31日規則第５号

（趣旨）

第１条　この規則は、一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年一関地区広域行政組合条例第１号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（電子情報処理組織を使用する方法等）

第２条　条例第６条第４項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げるもの

ア　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第６条第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

⑵　磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第６条第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第３条　条例第６条第７項の規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

⑴　前条第１号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用する方法

⑵　前条第２号に掲げる方法

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第４条　条例第15条第２項に規定する介護支援専門員が行う指定居宅介護支援の方針は、次に掲げる方針とする。

⑴　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又はその家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。

⑵　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第24条第２項に規定する介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス、地域の住民による自発的な活動により提供されるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。

⑶　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者又はその家族に対して、地域における指定居宅サービス事業者（法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供すること。

⑷　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス等その置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。

⑸　介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

⑹　介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成の時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

⑺　介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サー

ビス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

⑻　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。

⑼　介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。

⑽　介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等の基準」という。）第24条第１項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等の基準において位置付けられている計画の提出を求めること。

⑾　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

⑿　第１号から第10号までの規定は、前号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

⒀　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供すること。

⒁　介護支援専門員は、第11号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア　少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

イ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。

⒂　介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求

めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア　要介護認定を受けている利用者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ　要介護認定を受けている利用者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

⑯　介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合は、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うこと。

⑰　介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

⑱　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働省が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を組合に届け出ること。

⑲　介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第２項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、組合からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を組合に届け出なければならない。

⑳　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。

(21)　前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

(22)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合においては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。

(23)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合には、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。

(24)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具貸与を受けることの必要性について検証した上で継続して福祉用具貸与を受ける必要があるときはその理由を当該居宅サービス計画に記載すること。

(25)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にはその利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。

(26)　介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第２項に規定する認定審査会意見又は法第37条第１項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（法第37条第１項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、当該記載のその内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。

(27)　介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者に対し当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

(28)　指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第３項の規定に基づき指定介護予防事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(29)　指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する会議から、同条第２項の検討を行うための資料及び情報の提供、意見の開

陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（事業の運営についての重要事項）

第５条　条例第20条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　虐待防止のための措置に関する事項

⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（記録等の整備）

第６条　条例第31条第２項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

⑴　第４条第11号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

⑵　利用者ごとに作成する次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア　居宅サービス計画

イ　第４条第５号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ　第４条第７号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ　第４条第13号に規定するモニタリングの結果の記録

⑶　条例第18条に規定する組合への通知に係る記録

⑷　条例第28条第２項の苦情の内容等の記録

⑸　条例第29条の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第７条　第２条から前条までの規定は、条例第32条に規定する基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第５号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日から令和６年３月31日までの間、第５条の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（虐待防止のための措置に関する事項については、重要事項に関する規程を定めておくよう努めるものとする。）」とする。